|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙１　事業範囲区分表 | 別紙１　事業範囲区分表 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （１）機械設備工事を実施する企業  本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械設備工事を実施する企業は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。  （中略）  ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自社(※１)で行っている場合  ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合  ・ＯＥＭ(※２)契約に基づく外注により製作している場合  また、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。  （※１）自社とは、当該構成企業のほか、以下に示す者を含む。ただし、以下に示す者が、入札説明書の３(2)エの要件を満たしていない場合は、この限りでない。  ①当該構成企業の親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する法人をいう。以下同じ。）又は子会社（会社法第２条第３号に規定する法人をいう。以下同じ。）となる者（上記記載の主要機器の製作納入実績を有するものに限る。）  ②当該構成企業の親会社となる法人を親会社とする者（上記記載の主要機器の製作納入実績を有する者に限る。）  （※２）ＯＥＭ契約とは、相手先商標製品製造（Original Equipment Manufacturing）契約をいう。 | 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （１）機械設備工事を実施する者  本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械設備工事を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。  （中略）  　ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自ら行う場合  ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合    また、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （２）機械設備以外の工事を実施する企業  本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械設備以外の工事を実施する企業は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 | 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （２）機械設備工事以外を実施する者  本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械工事以外の工事を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する企業  本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を実施する企業は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 | 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する者  本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する企業  （イ）運転管理業務を単体企業で行う場合は、次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、それぞれ通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。 | 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する者  （イ）運転管理業務を単体企業で行う場合は、次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。 |

| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| --- | --- |
| 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する企業  （ウ）運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、運転管理業務を実施する構成企業により以下の1)及び2)の要件を満たすこと。なお、複数の構成企業で満足する場合及び一つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。また、運転管理業務を実施する構成企業のうち、1)及び2)の要件を満たさない企業は、3)の要件を満たすこと。1)又は2)を満たす構成企業より運転管理業務の主担当企業を定めること。  1）次のa）又はb）のいずれかの業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a）については、コリンズ登録を行っている工事について、平成18年４月１日から入札参加申請の前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）  b）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の汚泥処理施設の運転管理業務（通算３年以上の履行実績に限る。）  2)次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。）における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）。  b）１台当り排水能力5.5m3/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場（下水終末処理場内下水ポンプ場を含む。）の運転管理業務。  c）雨水総排水量11.0m3/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。  3)次のa)の業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。）を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。 | 別紙４　受注者の資格基準等  １．企業に求める資格基準  （３）運転管理業務を実施する者  （ウ）運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、以下の1)及び2)の要件を満たすこと。また、1)を満たす構成企業より運転管理ほか業務の主担当企業を定めること。  1）次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び１つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。  (ⅰ)次のa）又はb）のいずれかの業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a）については、コリンズ登録を行っている工事について、平成18年４月１日から参加表明書を提出する前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）  b）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の汚泥処理施設の運転管理業務（通算３年以上の履行実績に限る。）  (ⅱ)次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。）における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）。  b）１台当り排水能力5.5m3/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場（下水終末処理場内下水ポンプ場を含む。）の運転管理業務。  c）雨水総排水量11.0m3/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。  2)運転管理業務を行う構成企業のうち、1)の要件を満たさない者は、次のa)の業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算３年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。）を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （１）業務全般  　1)事業総括責任者  代表企業又は構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合  （中略）  なお、当該技術者が維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとし、設計業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （１）業務全般  　1)事業総括責任者  構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合  （中略）  なお、当該技術者が維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとし、設計業務総括責任者を兼ねる場合については、システム設計技術者を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （１）業務全般  　1)事業総括責任者  （オ）入札参加申請時点において、代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （１）業務全般  　1)事業総括責任者  （オ）入札参加申請時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （２）運転管理ほか業務  　1)維持管理業務総括責任者  現場へ常駐（土曜・日曜、祝日、12月29日～１月３日を除く日勤とする。）させなければならない。  （中略）  （エ）入札参加申請時点において、運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （２）運転管理ほか業務  　1)維持管理業務総括責任者  現場へ常駐させなければならない。  （中略）  （エ）入札参加申請時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　1)設計業務総括責任者  また、当該技術者はSPCから発注される機械設備工事におけるシステム設計技術者（※１）を兼ねることができるものとする。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　1)設計業務総括責任者  また、当該技術者はシステム設計技術者（※１）を兼ねることができるものとする。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　1)設計業務総括責任者  （イ）入札参加申請の時点において、機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　1)設計業務総括責任者  （イ）入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　2)建設業務総括責任者  ただし、設計及び工場製作のみが行われている期間については、当該技術者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。  （中略）  また、当該技術者はSPCから発注される機械設備工事における配置技術者  （中略）  （イ）入札参加申請の時点において、機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  　2)建設業務総括責任者  ただし、工場製作のみが行われている期間については、当該技術者の配置について「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。  （中略）  また、当該技術者はSPCから発注される建設工事における配置技術者  （中略）  （イ）入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  3)システム設計技術者  システム設計技術者は、構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）から選任するものとし、以下の全ての要件を満足すること。  （中略）  （エ）システム設計技術者は、SPCから発注される機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることはできないものとする。  ただし、設計業務及び工場製作のみが行われている期間に限り、システム設計技術者はSPCから発注される機械設備工事の配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 | 別紙４　受注者の資格基準等  ２．配置技術者に求める資格基準  （３）設計建設業務  3)システム設計技術者  システム設計技術者は、機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）から選任するものとし、以下の全ての要件を満足すること。  （中略）  （エ）システム設計技術者は、SPCから発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることはできないものとする。  ただし、設計業務及び工場製作のみが行われている期間に限り、システム設計技術者はSPCから発注される建設工事の配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ①クレーン施設保守点検業務 | 別紙９　法定点検ほか業務  ①クレーン施設保守点検業務 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ②地下タンク設備点検業務 | 別紙９　法定点検ほか業務  ②地下タンク設備点検業務 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ④貯水槽設備保守点検業務 | 別紙９　法定点検ほか業務  ④貯水槽設備保守点検業務 |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ⑥脱臭用吸着剤取替業務 | 別紙９　法定点検ほか業務  ⑥脱臭用吸着剤取替業務 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ⑨業務用空調機設備定期点検業務 | 別紙９　法定点検ほか業務  ⑨業務用空調機設備定期点検業務 |
| 別紙９　法定点検ほか業務  ⑪マンホール蓋清掃点検業務  ２．実施年度  令和7年度 | 別紙９　法定点検ほか業務  ⑪マンホール蓋清掃点検業務  ２．実施年度  令和8年度 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙１５　既存埋蔵文化財調査  コメントの追加 | 別紙１５　既存埋蔵文化財調査 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙１７　既存設備との取合い  １．脱水汚泥供給設備  語句の修正    **ケーキホッパ**  **ケーキ移送ポンプ**  **(更新)**  図　脱水ケーキ搬送設備概略フロー | 別紙１７　既存設備との取合い  １．脱水汚泥供給設備    **ケーキ移送ポンプ**  **(更新)**  図　脱水ケーキ搬送設備概略フロー |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| 別紙１８　新炉建設予定地　撤去後用地図（参考図）令和５年４月時点（予定）  事業予定地の修正 | 別紙１８　新炉建設予定地　撤去後用地図（参考図） |